

平成29年第8回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年8月9日（水）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔
24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 井上 清晴 19番 中嶋 昭二 20番 斎藤 潔公

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第46号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第47号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第48号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第49号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第50号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第23号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第24号 農地の形状変更届について
第25号 許可不要転用届について
第26号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めます。

本日は委員総数38名のうち、7番、井上清晴委員、19番、中嶋昭二委員、20番、斎藤潔公委員から欠席の届があっており、35名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第8回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いして、あわせて議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。今年は、例年だと思えますけれども、非常に猛暑が続いておまして、皆さんもお変わりなく元気な様子で御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

今年、この前台風も運よくそれてくれまして、玉名平野のこのちょうど立地条件が大変いい場所にあるなど痛感しておるようなどころでございます。各地におきまして水害、あるいはその他いろんな自然災害が発生しておりますので、これからもまだまだ台風などもくるかと思えますけれども、どうぞ体に注意されて農作業にあたっていただきたいと思えます。

それでは、今日も早速議事に入りたいと思えますけれども、本日の議案は議第46号より第50号までの56件と報告第23号より26号までの28件が提案されております。慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、着席して進行にあたらせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、16番の野澤委員と17番の高根委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第46号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、今会長からもお話しがありましたように、本日は

台風5号の影響で総会の開催日が8月7日から8月9日に変更されております。したがって、本日の議第46号から50号、報告第23号から26号につきまして、提出日をすべて本日8月9日とさせていただきます。御了解お願いいたします。

では、1ページをお願いいたします。

議第46号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、滑石の田496㎡外1筆、計2,420㎡を労力不足と相手方の要望により売買するものです。

2番、伊倉北方と滑石の申請人で、滑石の田935㎡外1筆、計1,602㎡を贈与するものです。

3番、兵庫県川西市と横田の申請人で、宮原の畑1,540㎡外1筆、計1,592㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

4番、寺田と熊本市北区の申請人で、宮原の畑809㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

5番、玉名郡南関町、東京都世田谷区と山部田の申請人で、岱明町野口の田532㎡外1筆、計653㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

6番、中と岱明町の申請人で、岱明町中土の田1,401㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

7番、横島町と熊本市西区の申請人で、横島町横島の田2,012㎡外1筆、計2,772㎡を妹へ贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町立花の田1,632㎡外5筆、計9,333㎡を子へ贈与するものです。

以上8件、合計20,582㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番は同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。1番、

どうぞ。

○6番（横手良弘君） はい、1番の案件について説明をいたします。6番、横手です。

この案件につきましては、申請理由に記載のとおりでございます。相手方の要望と労力不足ということで何ら問題ありません。許可相当であると思います。

それと2番の案件に関しましては、備考欄に記載のとおり、報告第23号の17番と関連ということで、これは賃貸借契約の解除の件なんですけれども、実は、この田に関しましては、耕作者がおられましたけれども、それを所有者のほうから譲受人に贈与という形での土地の贈与になります。これは全くの他人でございますけれども、譲受人のほうは隣地に接しておりますので、土地の荒れるのを解消してですね、ちゃんと耕作してもらえればいいですよという形での贈与になっております。これまた許可相当と思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、3番の件について、11番の浦谷幸司です。

3番の件は、譲渡人が兵庫県の方で、この方は3月に全ての農地、家等を売却して兵庫県に身を移すということで売られていましたけれども、この1枚だけがまだ前任の人との契約がありまして、それが6月いっぱい完了ということで、その後、この農地を譲受人の方に譲渡されるということでございます。請け人は年齢が83歳でございますが、まだまだ元気で頑張っておられますので、下限面積も満たしておられますので、許可相当と思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○12番（志水武保君） はい、4番の件について御説明申し上げます。12番の志水です。

譲渡人は、八嘉で、請け人は熊本ということで、大体地番が伊倉になっておりますので、私のほうから説明しますが、何も請けておりませんが、経営拡張ということで、下限面積も満たしておりますので、許可相当かと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、5番、どうぞ。

○16番（野澤博幸君） では、16番の野澤です。5番の件について説明いたします。

譲渡人が高齢及び不在地主ということで、耕作不能と経営拡張による所有権移転です。私、地元じゃなくてですね、場所がわかりませんでしたので現地調査の日にちょっと現地に行ってまいりました。場所は21世紀パチンコ店の東側の農地で、

現状は原野化となっており、大型機を入れないと農地には難しい状況でした。けれども、譲受人の方が重機を使って本農地を整備して柿を植えられるということです。下限面積もクリアしておられますので、原野化している農地に柿を植えられるということであれば許可しても問題はないかと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） はい、22番、小山です。

この6番の案件は、報告第23号、24番と関連しています。現在、同じ地区の方に耕作を依頼されておりますが、売買のために使用貸借を解約して、譲渡人さんは労力不足、譲受人さんは経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。この申請地は、この譲受人さんの道向かいにある土地です。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。7番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、妹への贈与ということで許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。8番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で。子への贈与です。何も問題なく許可相当と思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から8番まで担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御質疑などございませんでしょうか。

はい、取本委員、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。4番の件ですけど、熊本の植木の方が譲受されるんですけど、5,750㎡というのは、これは玉名だけの面積か、それとも植木あたりにですね、土地を持っておられた合算面積なのか、事務局に伺います。この面積、経営面積の。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○係長（西山美和君） 事務局、西山です。こちらの方、熊本市北区にお住まいの方ですけれども、合志市のほうにですね、農地を持ってらっしゃって、誰かの伝手で玉名市にも農地があるということで、こちらの農地を購入されることになったそうで

す。

- 18番（取本一則君） この5,700というのは合志のほうの面積なんですか。
- 係長（西山美和君） はい、そうです。
- 18番（取本一則君） 玉名にはゼロ。
- 係長（西山美和君） 玉名はゼロです。これから拡大されていかれるということです。
- 18番（取本一則君） もう一つ参考に聞いていいですか。
- 係長（西山美和君） はい。
- 18番（取本一則君） 玉名に3,000、売れば3,000㎡買われますけど、玉名、これ買うのにね、1,000㎡と、玉名に2,000㎡しかないということになったときは、植木のほうの農業委員会にこの人来られたとき、あちらにも農地持つておられるんですかという照会か何かするんですか。
- 係長（西山美和君） 記載事項証明をですね、他の農地市町村から取ってきていただいて添付していただきます。
- 18番（取本一則君） 添付してもらおうということですね。
- 係長（西山美和君） はい。
- 18番（取本一則君） 要件が達してないときはね。
- 係長（西山美和君） はい。
- 18番（取本一則君） よそにもあるんですかということで。
- 係長（西山美和君） はい。
- 18番（取本一則君） この場合はもう向こうに5,750㎡あったということですね。
- 係長（西山美和君） そうです、はい。
- 18番（取本一則君） はい、わかりました。
- 議長（永田知博君） ほかにほかにございませんか。
- （なしの声）
- 議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
- 議第46号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
- 異議がないものと認め、議第46号については、許可することに決定しました。
- 次に、議第47号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（村上洋治君） はい、4ページをお願いいたします。

議第47号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,008㎡外5筆、計17,412㎡を経営移譲のため、平成29年8月9日から10年間契約するものです。ここの契約期間の欄が平成29年8月7日からと記しておりますが、先ほど申しあげました、総会の議決日、本日でございますので、平成29年8月9日からということで変更させていただきます。

以上、1件、合計17,412㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規程から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。1番について説明いたします。

使用貸人、使用借人は親子であり、申請事由は経営移譲ということで、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番について、担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第47号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第47号については、許可することに決定しました。

次に、議第48号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 5ページをお願いいたします。

議第48号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が横島町横島の田190㎡外1筆、計219㎡で、転用目的は宅地拡張としての申請です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、既存の施設面積の2分の1までの拡張の場合は例外的に許可可能とするものです。

以上、1件、合計219㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月2日に地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

これは始末書が添付されておりますので、事務局より御紹介をお願いしたいと思います。

○主事（笠原大志郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま始末書を朗読していただきました。

それでは、この1番について担当委員の説明をお願いいたします。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。1番の件について説明します。

今回の申請人は、住宅を増築した際に、増築部分が農地の一部であることが判明し、農地法違反状態を解消するために申請したものです。本申請は、進入路にかかるスペースなどを申請人が必要としており、その面積も必要最小限にとどめてあります。申請人も農地法の無知によりしてしまったことに関して、深く反省しております。今回の申請に関しては、認可相当と判断しております。現地調査の上、問題なく許可相当と思います。終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問などはありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第48号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第48号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第49号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、6ページをお願いいたします。

議第49号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田168㎡外1筆、計1,091㎡で、転用目的は主に「児童発達支援センターすまいるきっず」という事業での学童保育等々を行なうための事務室、会議室、交流スペース等を備える地域福祉交流館です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田275㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、同じく都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の田412㎡で、転用目的は同じく個人住宅です。農地区分も同じく都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が中の畑49㎡で、転用目的は、申請人が経営する書店の来客用駐車場4台分です。農地区分は、同じく都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑317㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が築地の田775㎡で、転用目的は3区画分の宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が寺田の畑181㎡で、転用目的は、昨年11月に5条許可がお

りました太陽光発電施設の敷地拡張としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が玉名の畑510㎡で、転用目的は、備考欄に職業が地縁団体と記しておりますが、地元行政区の公民館としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町野口の田573㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町高道の畑633㎡で、転用目的は、申請人が経営する医院、診療所の職員用9台、患者用5台、計14台分の駐車場です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育、医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が横島町大園の田8.27㎡で、転用目的は、農業を営む申請人の主に農業用大型トラックの自宅への進入通路です。

9ページをお願いいたします。

12番、申請物件が横島町大園の田64㎡で、転用目的は、同じく大型トラック等の自宅への進入通路です。この12番と先ほど前ページ、11番につきましては、物件が隣接しておりまして、今回、2つあわせて1つの転用事業となっております。先ほどの8ページ、11番については、所有権の移転、9ページ、12番については、賃貸借権の設定という申請となっております。11番、12番とも農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が横島町横島の田500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

14番、申請物件が天水町部田見の田601㎡外1筆、計1,982㎡で、転用目的は、申請人が営む食品加工業の従業員用33台、来客用6台、業務用トラック用6台、計45台分の駐車場としての申請です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、当該工場が地元産野菜の加工工場であり、農地転用許可基準でいうところの農畜産物処理加工施設と認められ、それと付帯的

に設置される駐車場ということで、例外的に許可可能とするものです。

15番、申請物件が天水町小天の田99㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、玉名市役所天水支所から概ね300m以内の位置に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上、15件、合計7,869.27㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月2日に地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

申請地は、岩崎のスーパーマルエイの南側200mほどのところで、転用目的は、現在、たまきな荘の敷地内にある児童発達支援センターが手狭になったための新たに地域福祉交流館としての鉄筋2階建ての施設の建設の申請です。土地は変形の3角形の土地で、東側は水路、西側は道路で、北側は隣接地がありますが、その間をブロックで仕切るとのことです。生活給排水は道路側の市の上下水道を利用して、雨水は東側の水路に流すとのこと、何ら問題なく許可相当と思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番、4番まで同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。2番から4番まで御説明を申し上げます。

2番の案件ですが、場所は松木地区の基盤整備がされた、宅地化されたところでございます。現地はですね、三方ともに住宅地というふうなことです。北側が市道というふうなことで、市道に設置しているというふうなところであります。個人住宅の建設に伴う申請というふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当でございます。

3番ですが、同じ松木地区の1画というようなことで、東側と南側が市道に面しているというところです。北側は住宅地に現状なっております。西側が水田ですが、現在ですね、擁壁で一段高くなるとというようなことで、土砂等の流出もないと

いうことで許可相当でございます。

○議長（永田知博君） それでは、この4番については、説明をいただく前に始末書が添付されておりますので、事務局より紹介をお願いします。

○主事（笠原大志郎君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、清田委員、お願いします。

○3番（清田順次君） はい、御説明を申し上げます。場所はですね、国道208号線、松本中央幼稚園の斜め向かいの東光石油の北側というところです。ここに竜神村というふうな焼き鳥屋さんのところから入ったちょっと先というふうなことでございます。始末書のごとくですね、平成17年9月に譲受人の父親宛の売渡書が現存をいたしております。地目が畑になっていたのが驚いて申請をしたところというふうなことでございますが、本来、顛末書のとおりですね、農地法5条の許可申請というふうなことで、駐車場と利用すべきところというふうなことで顛末書には、父親は法律を知らずというふうなことでございます。当然、申請譲受人は違法の状況の善処というふうなことで今回の申請というふうなことでございますが、現地調査時ですね、その以後もですね、駐車場として利用中というふうなことで、まあ父親は法律を知らずと、申請本人は、申請ば出しなはったけん法律上は農地のままというふうな中で駐車をしてよかもんだろうかと、一番最初にそういうふうに思いました。現状、農地がですね、固定資産税で課税がされているというふうな現状に至っておるというふうなことでございます。課税が可能かどうかというふうな中で、税務課に相談してまいりましたが、筆界未定というふうなことで、遡っての課税というふうな追徴課税はできないというふうな返答がありました。ちなみに、宅地課税であれば年額13,000円というふうな状況じゃなかろうかというふうなお話しでございました。まあ雑種地だったら若干高いのかなと思ったわけでございますが、本来、そうですね、筆界未定地というふうな部分では、分筆はできないのではないかとというふうに思いました。始末書ですね、顛末書というふうなことで、追認許可をすべきかどうかということの流れの中ではですね、まあ担当地区委員としては非常に悩みましたが、納税もしてなくて、このままで知らんだったと、現地調査んときには、自分な何ていうか、父親は法律を知らんだったろうばってん、法律ば自分は知っとるけん許可申請を出しなはただらうに、駐車は現実今日もしてあります、現状。まあそういう中で、今回ですね、原状回復も含めてですね、農業委員会の今後の対応というふうなことも含めて慎重なる審議をしていただきたいというふうなことで、非常にこう難しいというか、こういうふうなのがあちこちに点在をしていると思いますけど、農業委員会としてこのままずっと始末書、顛末書でよかろうか

というふうな思いでおります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいまの清田委員の説明でおわかりのとおり、始末書を添付したから、あとはもうそれでいいのかということでございますけれども、この件につきまして、皆さんより何かいい案があればお聞かせいただきたいと思いますけれども。

はい、どうぞ、高根委員。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。今、委員さんの説明では、この土地は筆界未定ということをおっしゃるんですけども、事務局にお尋ねですが、筆界未定の場合でもこの所在と地番、平米、これは出るんですか。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長の村上です。この農地法第4条、まあ3条ですけども、5条、この許可申請書の法定添付書類の中に当然土地の全部事項証明書、いわゆる登記簿謄本が当然これは付けないといけないということになっておりますので、その登記簿謄本に面積とかは記されております。それがこの49㎡ということなんです。以上です。

○17番（高根政明君） その場合ですたいね、登記簿謄本に出ていると、筆界未定の場合も。これは地籍調査での筆界未定と思うんですけども、出るかな。筆界未定の場合は広さあたりも出らんですよね。

○3番（清田順次君） その後、代表人をお願いをして筆界未定の境界が確定をしておるから49㎡というふうなのが今現状は出ているんですよ。

○17番（高根政明君） ああ、ほんじゃ何ですか。

○3番（清田順次君） 私が言いよつとは、課税をするのに、固定資産税課に、税務課に行ったら、おっしゃるのがですね、筆界未定だから遡って税金は取ることはできませんかと言ったら、筆界未定だからできないとおっしゃたんですよ。玉名市役所の職員が。

○17番（高根政明君） じゃあ筆界未定じゃないわけですか。

○3番（清田順次君） 現況主義だからね、本来なら固定資産税でも納めてあれば話しても別なんだろうけど、まあ税務課からおっしゃると、税務課がおっしゃるには筆界未定だから課税は遡ってできないとおっしゃるとる。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。18番、取本です。筆界未定はもう解消されとつとですよ、じゃあ。

○主事（笠原大志郎君） 今、筆界は特定されています。

○17番（高根政明君） 筆界未定は解消されとる。

○主事（笠原大志郎君） 解消されての。

○18番（取本一則君） だけん、筆界未定で言われたけんね、筆界未定ならね、その

元の面積があるけど、筆界未定にされとるならどこにあるか場所はわからんはずやもんね。

○主事（笠原大志郎君）　そうです、そうです。

○18番（取本一則君）　どこにあるかわからんはずだけん。登記簿謄本はあっても場所はね、筆界未定にしてあるならあるはずだけんが、筆界未定は解消してあるわけたい。課税を、そのもともと筆界未定だったけん遡っては、筆界未定解消はいつごろされとるわけですか。

○主事（笠原大志郎君）　えっとですね、29年の1月11日となっています。

○18番（取本一則君）　最近。

○主事（笠原大志郎君）　そうです。

○18番（取本一則君）　最近解消されたわけです。

○主事（笠原大志郎君）　はい。

○18番（取本一則君）　それまでは筆界未定解消してなかったから、元の家の方とこちらのほうとごっちゃまぜになったところで。

○主事（笠原大志郎君）　そうです。

○18番（取本一則君）　その塀のところで筆界未定解消しなはったわけたいな。

○主事（笠原大志郎君）　そうです。

○18番（取本一則君）　そるけんこの49㎡というところが確定したわけですね。

○主事（笠原大志郎君）　そうです。ただその向こうが言うには、その49㎡がどこにあったかを確定できないから遡ってできないという説明でした。

○3番（清田順次君）　でけんはずはなかとは思うけどな。税務課ももう面倒くさかけんしなはらんとじゃなかるかと私は思う。このままじゃいつもいつもたい、ならあのう顛末書、始末書で通るかという話しだけん。これはほんなこてやっぱほう何ていうかな、毅然とするところは毅然とせんと、お金取るところは取る、取らんなら、反対に税金ば余計取っとるなら、市役所はお金ば何ていうか、バックするでしょうだい、住民には。取っとらんとだけん、取んならせて言いよっとだけん。ほっでなかつたら、原状復帰ばさすつとよかですたい。そして1カ月待たすつですたい。こんくらいの何か気概があつてよかつじゃなかるかと、私は思うわけですたい。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君）　それでは、今の清田委員の話ですけども、この税金問題については、ここで今日こうというのはもう無理な話ですし、この49㎡というのが出てきたのは、結局、今度測量かなんかして分筆か何かされて、そこで出てきた面積がこれで、そこは今までは農地となとったわけですたいね。

○3番（清田順次君）　だけん、それは登記ばしとらっさんけん、隣は現況の譲受人の

土地ですけん。ほだけん筆界未定にはならんとですよ。いつでんでくつですよ。隣は現実、隣のこの譲受人の土地だから。ほっで上は畑だから。

○18番（取本一則君） すみません、もう1ついいですか。

○議長（永田知博君） はい。

○18番（取本一則君） 今思いつきました。18番です。これは何筆が筆界未定になつとつたつ。2筆、3筆、4筆。そこんところこの隣接のその筆界未定の中んとこに、ここはいくらかは家の建つとるけど、その筆界未定のところに家の建つとつたということもあるよね。筆界未定が何筆があがつとつとか知らんけど、この3筆か4筆なつとるなら、がちゃがちなつとるわけよね。1つの中に3筆、4筆、筆界を設定しないわけだから。だけんそれはここですよ、ここですよ、2筆だつたら、その2筆のトータルの中に隣接の土地のところに家の建つとつたかもしれんですよ。そして、改めてその駐車場のほうだけ49㎡筆界を決めて、残地のほうの家も筆界のところに建つとつたじゃなかつね。そるけん、何筆あるかたい。4筆あるなら4筆が筆界未定になつとだけん。何筆かが。

○議長（永田知博君） 今、ちょっと調査中というか、この件は一番最後にもっていきます。

それで、次に、5番、6番から説明をお願いしていきたいと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。

それじゃ5番、6番、続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。5番の案件について御説明いたします。

譲受人は、会社員で、個人住宅との思いでの申請で、場所は築山小学校から北へ約1キロぐらいのところ。北を市道が通り、西と東と南は住宅が立ち並んでおります。建設予定地は、周りをL型擁壁とブロックで囲み、土砂の流出を防ぎます。木造平屋建てで給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は自然浸透枡を設置し、オーバーフロー分は市道側溝へ放流とのことで、周りには農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思われま。

続きまして、6番の件について説明します。

譲受人は、不動産販売業で建売分譲地の申請で、場所はスーパーキッドの北側に宅地用地3区画で645㎡の道路用地として130㎡、合計775㎡です。周りをブロック塀で囲み、南側市道道路と同じ高さに盛り土をして土砂の流出を防ぎながら造成、給排水は公共上下水道と接続し、雨水は自然浸透と雨水枡を設置することです。オーバーした分は道路側溝へ放流、場所は第3種農地で、都市計画地域内ですが、周りの農地の地主には十分説明をし、クレームのないようにしますということで、現地調査の結果、許可相当と思われま。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、7番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件はですね、両者は親子でありまして、前回、太陽光発電施設の敷地の余り部分なんですよ、この181というのは。そこに面している道路が少し狭いのですよね、今回、大型トラックが入るならばということで、少し残り部分に駐車場、あるいは発電施設の材料を置く場所が必要ではないかということで、今回の申請になっております。現地調査の結果ですね、別に何も問題がないと思ひまして、許可相当と思ひました。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。8番について説明をします。

ここは玉名の岡区の公民館建設ということで申請が出ています。現在の公民館が昭和49年に建設されたということで老朽化している。それから、新玉名駅とかそれぞれできて岡区の住民が増えて手狭になっているということ。それから、熊本地震で被災してですね、早急の建て替えが必要というようなことで申請が出ています。申請地は、第2種農地として判断され、ほかとしては価値がないということで購入されています。給排水計画については、給水は市の水道、それから、生活排水は既存の下水道、それから、雨水は既存の水路に放流ということです。被害防除計画についても、土嚢の擁壁の設置などをされておりまして、現地の現地調査の結果、別に問題ないのかなというふうに思ひました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。9番の件を説明します。

本件の場所は、度々説明しております、専大玉名高校の南東に分譲されている土地の1区画です。譲受人は、現在、借家住まいをされておりませんが、子どもの成長に伴い、個人住宅を計画されたそうです。事業面積は573㎡とのことで、その土地の東と南側道路、北と西は宅地になっております。その東と南の道路には下水道も通っておりますので、両方ともそちらを利用さしてもらおうそうです。雨水は南側の道路側溝に放流するそうです。被害防除計画としては、土地が道路より少し高くなっておりますので、法面に芝を張り、土砂の流出がないように配慮しながら工事を進めるとのことでした。また、被害が発生したときは、譲受人が責任をもって対処するとのことですから、何も心配することはない、許可相当と判断しました。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。10番の案件について説明いたします。

ここは農用地区域外の第3種農地です。高道小学校より北側へちょっと高台へ200m登ったほどのところですが。申請人の目的は、14台分の駐車場なんですけど、病院を経営されていて、病院内の駐車場が手狭になり、設置したいということです。以前は隣接する自宅に数台停めたりいろいろされていましたが、9台ほどの職員さんの車が当然ありますので、患者さんに対しての駐車が手狭になって、患者さんが多いときにはパンク状態がずっと続いたということで、そういう申請です。新設地の隣接は、東側と南側には住宅があります。そして北側と西側には畑がありまして、四方をともに20センチほどぐらいでのブロックやセメントの壁ていうか、境が設けてありました。将来的にこれを建てるためには、車の駐車のためにフェンスを設けるということで、外来者のほう、車の安全とかそういうものを含めてのフェンスだろうかとか考えました。それで雨水は枡を設けて市道側の側溝に流し、また、自然浸透ということで何ら問題ないものと考えました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、12番、続けてお願いいたします。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。11番と12番につきましては、関連していますので一括して説明いたします。

申請人の事業の目的は、公道から自宅までの通路が狭いため、農業用車の出入が困難な状況ですので、道路を拡張、造成する際、土砂の流出がないよう枠組みを設置し、施工するという事です。今回の転用に関しては、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

11番、12番について説明をいただきました。

それでは、13番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。13番について説明いたします。

申請地は、国道501号の南側、横島支所から南東に1キロほどに位置しております。申請人は、この農地を転用し、自己の住宅を建てる計画です。給水はボーリングして井戸水を利用し、雨水は、南側水路へ放流、生活排水は集落排水へ接続する予定です。住宅建築にあたっては、日照や土砂の流出等、被害が及ばないように十分配慮するとのことで何ら問題なく、今回の提案に対しては許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。14番の案件について説明します。

申請地は、弁当のヒライの天水店の近くで、食品加工野菜のカット工場施設です。従業員の駐車場として利用するものです。現在の工場施設の同じ高さになるよう1.5m程度の盛土を行なうが、L型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐものです。崩落の恐れはない。雨水は地下浸透させる。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、15番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。15番の案件について説明します。

この申請地は、近くに学校、病院、スーパー等、生活に必要な施設が整っており、いい住環境です。また、何より両親の家の近くですのでここを選んであります。西側、北側は宅地、東側は道路に面しています。南側は梅畑ですが、南ですので日照等は影響ありません。境界にブロックを継いで土砂の流出を防ぎます。給水はボーリングをして使用、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して東側の側溝に流します。雨水は雨水枡を設置して同様に流します。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

先ほどの4番については、一番議案審議、最後にもっていきたいと思いますので、1番から15番まで、4番を除きまして、何か御意見、御質問がありましたらどうぞ。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第49号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第49号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第50号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、10ページをお願いいたします。

議第50号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第1

8条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の11ページから12ページの総括表、13ページから15ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は、所有権移転が8件、26,965㎡、利用権設定が23件、90,082㎡、合計31件、117,047㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第50号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第50号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第23、24、25、26号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、16ページをお願いいたします。

報告第23号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は16ページから22ページまでの24件、合計76,538.90㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

報告第24号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回2件、合計2,195㎡の届出を受理しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

報告第25号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、農業用倉庫及び農道として180㎡の届出を受理しております。
最後に、25ページをお願いいたします。

報告第26号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納届出があったので報告します。平成29年8月9日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、264㎡の3条許可書返納の届出がっております。
以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告事項第23、4、5、6号までの説明が終わりました。全体的に何か皆さんより御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議はこれをもちまして終わりますけれども、先ほどの清田委員の御指摘の件ですけれども、またちょっと戻りますけれども、議第49号の4番ですね、この件についても一度ちょっと詳しく説明、どうしたかよかね、清田委員。この件をどういうふうにもっていきますかね。

○3番（清田順次君） これは農業委員会で今後の対応も含めて、ならずとよかったですかと、追認許可で、私も追認許可はしたかですよ。ぼってん、ずっとよかったですかというふうな話です。ほんで固定資産税も納めんで、現状調査のとき、車は停めてある、今も停めてあるごたる状態です、まあ宅地ならね、ちょっと難しい問題も、家が建つとるというなら問題もあるんだろうけど、駐車場だけね。まあ今後こういうふうな場合どうするのかというたことば。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですけど、今、清田委員が今申されているのはもっともだと思えますけど、こういう議案については、この農業委員会の私たちみんなで決定していくのが筋だと思うんですが、事務局としてはどのような、このこういう、どのような取り扱いとか、判断というのは。こういう案件がよく出ますよね。まあ今後もあるし、まあ前回もあったけど、まあこの問題でいろいろそういうふうに出るものだから、ただ始末書だけ、顛末書だけで、はい許可でよかったですよというような話で、いつも何回も出るじゃないですか。だから、事務局がこれを受け付けたときは、はいよかですよと、どっちみち農業委員さんが判断しなはつとですけど、よか、悪かは。全部こっちに投げかけてもらってもね、やっぱそこに来たときに、ある程度そのいろんなその人からいろんなことを聞いていると思

うんですよね、事務局としては、その申請者から。だからそこらあたりでまあこれに農業委員会の議案としてここに出しても、まあ100%とおるか何かわからんけど、いろんな意見出るかもしれんけど、まあ事務局の判断としてもまあ通っていきんじやないかなという判断をされて出したんだろうと思うけど、どがんとでん持ってきたなら事務局は受け付くつとでしょう。農業委員さんがよか、悪かは判断しなはつとですけんて、そっでいくならもう何もかんもね、農業委員さんもやっぱりそんな勉強はしなきゃならんと思うけど、やっぱり皆さん方のほうが余計プロだからね、長年やっぱりそこの農地法には携わってきている人たちだから、どのように思っているのかなと思って、ちょっと聞きました。以上です。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。まずもって一番大事な基本的なところなんですけども、ちょっと改めて確認をいたします。農地を農地以外のものにする場合、それを転用事業といいますね。その転用事業をするときは、その転用事業をする前に農地法4条と5条の許可を取らんといかん。大前提ですね。この許可を取らずに転用事業を済ませておるのは、これはいわゆる無断転用、これはここまでは間違いないです。しかし、そのあと、この4条、5条許可の申請がなされました。実際しっかり法定添付書類も付けて全部申請があがってきました。この中で農業委員会の総会でどがんやってそれを審査するのにかていうのは、くれぐれも農地法第4条と5条の、いつも言うております転用許可基準、これにのみ基づいて審査はすべきだと思います。5月の総会だったですか、岱明の太陽光発電施設の件で、地元委員、今日いらっしゃいせんけども、斎藤委員からあそこは排水の問題があると。隣に水の流れよるけんが許可できんと、隣の農地に、すなわち隣接農地に影響を及ぼすおそれがあると、このときはもう許可せんちゃよかと、不許可で、不許可処分がいいと、これは農地転用許可基準にはっきり書いてあつとです。ほかにその農地転用許可基準というのは、改めてちょっと言いますけども、大きくわけて、立地基準、その場所の問題、これが大きな立地基準、あと1つ大きくわけて一般基準がある。立地基準というのは、さんざん申しておりますけども、第1種とか第2種とか第3種とか、第1種は原則の不許可、しかし2種と3種は原則許可、正直申し上げまして、この先ほど事務局で受け付けた時云々と取本委員がおっしゃいましたけども、この立地基準につきましてはですね、もう私どもが全部書類で地図から何か確認してここは2種だけんOKとか、だいたい判断はもうまず間違いございません。問題は、その一般基準のほうです。先ほどの。まさにそのために現地調査をするんですけども、このあたりは確かに先ほどの太陽光発電施設の問題とか、現地でどれほどその隣接の地に被害を及ぼすのか、正直その書類だけではわからんところのあつとです。5月の場合はそういったことであのときは不許可になったかと

思います。そうしたことで、とにかくこの総会の中での不許可、許可を出すのは、今申し上げました、農地転用許可基準、これに沿ってのみ判断をしていただきたいというのが正直なところですよ。つまり、その無断転用であったかどうか、これに基づいてやはり許可、不許可は出すべきではないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） 局長の説明で、清田委員、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。当然、農地法というか、そういうふうな部分では罰則規定があると思うとたいね。そういうふうなことは掛けられんとですか、これは。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長の村上です。先ほど言いました、定義付けの中の無断転用案件、もう現にその許可も取らんで農地を駐車場にすると、これには罰則規定は当然あります。当然原状回復命令もしていいということにはなっております。ただ、先ほどの言ったのは、あくまでもここに5条許可申請が出てきとらんけん、これについての許可の許可は今の農地転用許可基準のみに基づいて判断はしていただきたいというところですね。だから申請もしとらんとに、現にその辺に多分どっかにあるんでしょうけども、無断転用案件、まだ申請も何もしとらんと、・・・許可もしてない案件、現に無断転用がしてある案件、これは十分原状回復命令を出すことは法律上はできます。当然、命令を出すのは一応県知事ということになっておりまして、地元農業委員会は、大まかにいいますと、県にこう何ていいいますか、勧告といいいますか、進言して、最終的な処分をするのは県知事ということにはなっておりますが。

あと1点いいですか。ただその原状回復命令もなかなかこう実際問題として眺めてみますと、私もその原状回復命令の案件があったというのは、直接的には今まで見聞きしておりません。というのが現状です。実際はなかなかそこまで至らないということですよ。というのがですね、まさに清田委員さんの御指摘の違反転用に対する処分なんですけど、これが農地法第51条にそのことが書かれております。ちょっと念のため端折って、その重要なところだけ読んでみますと、都道府県知事は、違反転用者、まあ無断転用者、違反転用者に対して、土地の農業上の利用の確保及びほかの公益、公の利益、ほかの公益、並びに関係人の利益を考慮して、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において原状回復の措置を起すことができる。つまり、法律の中には、ただしてよかということを書いてなかつたですね。くれぐれもその土地の農業上の利用の確保とか、ほかの公益ですね。ほかに関係者の利益とか、そういうのを十分に検討してあくまでもその必要と認めた範囲内において原状回復命令をすることができます。確かにそうですね、先ほどのこの駐車場の案件なんですけども、現実問題、これはちょっと申請が出てきておるケースなんで

すけども、これがまだ申請が出てきていない状態で原状回復命令を理論上はできるんですけども、やはり特に駐車場とかいいますと、これはもう例えば月極駐車場あたりだったら、まあ何十台とかお客さんもおるだろうし、極端な話、住宅建てとる、住宅を建てたと、無断転用で家建てた、こういうのだったらもうそのそこを原状回復命令を出してしますと、もうそもそも一番大事な生活の本拠地がなくなってくる。いろんなその関係人の不利益が出てくると思います。そういったことを鑑みて、この農地法は条文をそういうふうに、特に原状回復命令をするときは、もうこれこれ考えに考えて必要最小限な場合に限りしなさいというふうに条文はなっております。以上です。

○3番（清田順次君）　ということは、もう推認許可しかなかということですか。

○事務局長（村上洋治君）　村上です。結論は冒頭おっしゃいましたように、そういうことになるかと思えます。

○3番（清田順次君）　なら無駄な騒ぎばしよるといふことですか。

○議長（永田知博君）　これは結局個人の駐車場で使いよらすわけでしょ。

○3番（清田順次君）　個人の駐車場。

○議長（永田知博君）　営利目的で貸駐車場とかそういうことじゃないわけでしょ。

○3番（清田順次君）　まあ営利というか、商売をしよらすとだけん営利ですたいな。

○議長（永田知博君）　お客さん用の駐車場。

○3番（清田順次君）　お客さんも含めての駐車場だけん。

○事務局長（村上洋治君）　村上です。あと1点、ちょっとこれは、この件につきましては先週ずっと清田委員さんとも実はだいぶん協議をして、税務課にも委員自ら課税の問題に行かれたんですけども、あと1点ですね、この何て言いましょうか、この農業委員会の行政指導、私は。ここはもう取本委員、あるいは清田委員とここだけはちょっと多分考えがくみしないところが、ちょっと違うところがあります。実は、先ほどおっしゃった始末書の件です。申請して、申請をして始末書ば1枚付けておくと通っていくばいたという理屈があります。ある意味それもあるでしょう。しかしながら、この農地法第4条、5条の許可申請をするときは、先ほど言いました法定添付書類を付けないといけない。登記簿謄本とか、位置図とか、事業計画書を付けないといけない。この始末書を付けるていうのは、当然始末書を付けるていうのは、始末書は法定添付書類ではないんですけども、当たり前ですけども、私もこの始末書につきましては、これは実際その本人が自筆しているのか、あるいは代書人申請の場合は、もう正直代書人がパソコンで打っているのか、どれほどその本人の反省というものが、もう心の内は正直わからないところがあります。ただそれをやはり一つの文書として、この法的な書類に始末書という形で押印までしてきてお

りますので、私はこの始末書の持つその反省といたしますか、そういったのは十分汲むべきものであるかと思っております。以上です。

○3番（清田順次君） これは今回の件は顛末書ですたいね、こうこうこうこうこうこうなつたけんこうなりましたというふうな、始末書じゃなかですたいね。

○議長（永田知博君） どぎゃんですか、ほかに。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。あと1点付け加えます。これは当然のことながら、ただまさに今回の現地調査の日なんかは、これは当然地元委員さんも、清田委員さんもかなり強い指導はされました。当然、その辺の実際、その話し合いではないですね、口頭での指導といたしますか、これは当然あってしかるべきだと思います。ぎゃんして申請しとんなはるばつてんが、これはもうだいたい許可取ってせんと違反ですもんねと、もうはっきり清田委員も厳しい指導をされましたけれども、そういった地道な口頭での指導が先々、将来的に無断転用案件そのものをなくしていくという目的に少しでも近づけばいいとは思いますが。以上です。

○議長（永田知博君） それでは、今の局長からの答弁でもありましたけれども、今回の清田委員の御指摘は今後の現地調査、並びにそういった諸条件に対したときのお互いに勉強し、現場指導もしながら研鑽を積んでいけたらいいなというふうに考えますけれども、そういうところでよろしいでしょうか。

○5番（赤松繁之君） いっちょよかですか。

○議長（永田知博君） はい、赤松委員、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番の赤松ですけど、形状変更届出して、そこを結局形状変更だから、もともと水田だったんですよ、それを畑にするようにしてあるんだけど、もう畑じゃなくて、今ある意味土場みたいな感じで、砂とか砂利とかが積んであるとですよ。これをちょっと用途に違うんじゃないかなと思うけんですね。そがんとは指導してならよかつですたいね、じゃんじゃん。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。そこは当然指導しても全然かまわないと思います。くれぐれも形状変更届というのは、まだ農地の範囲内ですよ。田を畑に変えたということで。ただ畑というのは結構この農地法の中ではどこまでが畑かどっからが雑種地か、これは難しいところで、農地法の中ではっきりと示してあるのは、一応耕作とか作物は作ってないけども、耕作しようと思えば耕作できる土地、これはまだ農地の範疇ですよ。だから、そこにさすがにその全部砂利を敷いてあったときも、全面的に砂利を敷いてあったとか、こうなるともうちょっと非農地の度合いが強くなってくる。今、赤松委員がおっしゃったのは、この石を一山、一部分に盛ってあるということだったでしょうか。

○5番（赤松繁之君） だいたいがですね、私が聞いたところでは、水道屋さんが借り

てあるような話なんですけど、名目は昔の人の名前で形状変更して、そこをもう完全に水道屋さんが工事するための山砂とか、それとか砂利とかをずっと置いて、そこから持って行ってというふうな形で利用しよらすですたいね。だけんこれはどぎゃんしたもんかなと思って、特に、私あたりの土地、近所はもう農振地が多いですよ。そういうところでそういうふうに、結局農地以外に利用するときはだいたい申請せんといかんとやなかろうかと思うばってんが、私もだけんがそういう話し聞いたら申請しときなっせよては言うとですよ。だけどそのあと話しば聞かんけんが申請してあつとやろかと思って、だけん形状変更をずっと見よつたばってんが、何も話しのそがあとが出てこんけんがどがんなつとつとかなて、そこら辺の確認もなかなかできんところもあるけんですな。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。形状変更届をしなさいという。

○5番（赤松繁之君） いえいえ、違うです。

○事務局長（村上洋治君） 違うですね。

○5番（赤松繁之君） 形状変更じゃなくて、結局もう農業以外に利用すつとだけんが転用許可を。

○事務局長（村上洋治君） わかりました。少なくとも砂利を持ってくるということは、そもそもこの農地転用許可申請については、全部転用目的というのが議案にもありますけども、要するに、砂利持って来て何をされるのか。その辺を把握する必要はあると思いますよね。逆に、何も目的はなかばってん、ただ砂利を置いておくと、それもちょっといかがなものかとは思いますが。

○議長（永田知博君） 人に貸しとるわけでしょ、資材置き場として。

○5番（赤松繁之君） 資材置き場というか、貸しているというかですね、ちょっと小耳に聞いたところでは、もうその人に売ってあるみたいなんです。だけど、何か農振がかかっているから、一般のそういう方は買えんから、名目はそのままにして利用しているというような感じ。だけんそういう場合、どういうふうにしたらよいかというのがですね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。ちょっと転用目的がですね、ちょっと今のところ見えないという話しですよ。目的はですね。だからそこはもう例えば本人に会ってお話をして、砂利ば持ってきとるばってんどがんすつとな、そういうような話はされてもいいと思います。そこに、例えば資材置き場をしますとか、そういうことであれば、もうはっきり5条許可申請の対象ですよ。以上です。

○5番（赤松繁之君） 結局、そういう場合、ほら農振にかかるとつしゃがなかなかという話しば聞いとらすもんだだけんが、そのまんま動きよらすとじやなかろうかという気がすつとですたいね。

- 事務局長（村上洋治君） 村上です。まさにそういったときは、農振除外の申請から入っていかないといけないですよ。ただ農振除外の申請のときも、当然その目的は当然ぴしゃっと記さないといけないということです。
- 5番（赤松繁之君） ならもう早めに、除外からあれしてしてくれていうふうに連絡したほうがいいですね。ちょっと聞いたとこで2件、うちの担当であるけんがですね、これいかなんと思うてちょっと聞きました。
- 3番（清田順次君） ちょっと一つよかですか。
- 議長（永田知博君） はい。
- 3番（清田順次君） はい、3番、清田です。市には当然顧問弁護士さんもおんなはっだろうけんですね、せめて固定資産税分を、そういうふうなのは取られんですかね。税金ば納めとらんとですよ。
- 事務局長（村上洋治君） 村上です。気持はもう私も実は当然同じようなことは思っております。ただ課税するか、せんか。どの程度まで課税するか。これはもう別に縦割り行政というわけではないんですけども、これはもう玉名市長の仕事です。私たちは行政委員会で直接もう課税には関わりはありませんけども、この前、もちろん金曜日みたいにですね、相談とか、話しに、もちろんまた担当者を含めて話をして行くぐらいは現実問題としてするんですけども、まあ税務課が課税できない、課税しないというのをどうでしょうか、しゃんむり課税してくれていうのは、そこはもう気持ちの問題の中で留めておくべきなのかなと思います。以上です。
- 3番（清田順次君） なら、また税務課に行ってこなしよんなかということですかたいな。それか市民オンブズマンですかたいね。それはそれしかなかでしよたい、こげんやって課税しとらんとだけん、現況で駐車場になつとるばつてん、課税しとらんで、取られんというとだけん、それは市民オンブズマンにお願いするしか手がなかでしよな。以上です。終わりです。
- 議長（永田知博君） それでは、長時間にわたりましていろいろと御審議ありがとうございます。それじゃ今の清田委員の御指摘も含めて、御審議いただきましてありがとうございます。

-----○-----

6. その他

- 議長（永田知博君） それから、このあとちょっと局長から。
- 事務局長（村上洋治君） すみません、事務局長、村上です。その他で1件お願いいたします。実は、先月の総会で農地法第3条2項5号の下限面積、この50アールが適当かどうか、どなたかその地元の農業者とか、関係者とか、あれはちょっと広すぎるばんと、なかなか新規参入ができんと、例えば4反ぐらいにならんとかなと

か、そういったお話しとか御意見とか聞かれた方がもしいらっしゃったら。

○35番(中村亘君) 今の下限の問題ですけれども、たまたま会社、まあ公務員であって、もう退職されて4、5年なる人たちとたまたま話をしたんですけども、自分たちもちょっとどましてみよごたるて。年金ば100%もらうためには5年も先だけんですね。だけん5反ていうとちょっと無理で、だけん3反ぐらいなら何とかみかんならしてみようかなとか、米ならほう5反ぐらいでくっどとは思っばってんですね。果樹なんかはやっぱ5反というとはちょっと無理かなていう話しは聞きました。だけん、下げてもらなら自分たちもするという考えはもつとる。だけん、それは真剣に検討してくださいという意見でございました。

○事務局長(村上洋治君) ありがとうございます。ほかに特にお話はございませんでしたかね。では、はい、承知いたしました。実は、今日ここでもちろん決めるわけじゃなくて、今のようなお話を踏まえて、また来月、再来月、じっくり議論しながらこの下限面積の引き下げは検討していきたいと思えます。来月あたりはちょっと例えば他市の状況とか、こういった資料あたりを揃えながら議論していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(永田知博君) 後先になりましたけれども、議事録の議事録上、さっきの清田委員の御指摘の4番、49号の4番について、採決を取ります。

この4番について、皆さんよりいろいろ御審議いただきましたけども、御意見、御質問もたくさんいただきました。そこで、この案件につきまして、異議のない方は挙手をお願いしたいと思います。

(多数 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございます。

賛成多数ということで、議決決定させていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○議長(永田知博君) ありがとうございます。

-----○-----

閉 会 午後3時35分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年8月9日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 野澤 博幸

農 業 委 員 高根 政明